



(3) 各区分の施設整備についての方針

ア. 交通・通信体系の整備

拡幅改良等を実施し、車両の乗り入れを可能とすることで、地域住民の安心安全な生活路線を確保する。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年 ～ 令和8年 (3か年) (単位:千円)

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳			一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①-② ③		
1	町道田沢上村 屋敷添1・2号 線	阿賀町	65,000		65,000	65,000	
合 計			65,000		65,000	65,000	

注1) 2(1)は当該辺地とその他地域との間にどのような格差があるかがわかるように記述すること

注2) 2(2)は公共的施設の整備によって2(1)の格差がどう是正されるかがわかるように記述すること

注3) 2(3)はア～オの区分毎に2(2)の基本方針を踏まえて説明すること

注4) 3「公共的施設の整備計画」は計画変更の場合、変更後の数値（新規事業の追加の場合は新規事業の数値）を上段に（ ）書きすること。